

第 1 回那珂川河川整備計画関係県会議

1. 開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

定刻より早いですけども、皆様おそろいでございますので、ただいまより那珂川河川整備計画関係県会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

一番上に資料の目録がございます。その下に議事次第、それから名簿、座席表、そして資料－1が会議の規約の案であります。それから、資料－2が那珂川の現状と課題、資料－3が当面の進め方。

その下に、参考資料といたしまして、参考資料－1が河川法の抜粋、そして、参考資料－2が那珂川水系河川整備基本方針になります。

配付漏れなどがございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より、御挨拶申し上げます。

○河川部長

おはようございます。国土交通省関東地方整備局河川部長の泊でございます。

本日は、ご多忙の中「那珂川河川整備計画関係県会議」にご出席をいただきありがとうございます。

まずは、我々から、「会議の設置について」、「規約（案）」についてお諮りをさせていただきます。その後、ご了解をいただいた規約に基づいて、以後の会議を公開とし、報道関

係者の皆様に入室いただくとともに、別室での中継映像による傍聴を開始した上で、改めてご挨拶をさせていただき、本日の議題であります「那珂川の現状と課題」、「当面の進め方」についてお示しをさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴致しますが、本日はどうぞよろしくお願い致します。

2. 規約について

○河川調査官

それでは、最初に本日の本会議の規約についてお諮りをさせていただきたいと思っております。

それでは、お願いします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いいたします。

規約について、ご説明をさせていただきます。

右上に資料－1とあるA4縦の資料をお手元に御用意ください。

規約（案）について、読み上げをさせていただきます。

那珂川河川整備計画関係県会議規約。

（名称）

第1条 本会は、「那珂川河川整備計画関係県会議」と称する。

（目的）

第2条 会議は、那珂川水系那珂川河川整備計画の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

（組織）

第3条 会議は、別紙で構成される。

2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。

3 関係県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。

4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

第4条 会議は、原則として報道機関を通じて公開するものとし、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

2 会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、会議の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改定)

第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

一番最後は附則でございます。

以上です。

○河川調査官

ただいまありました那珂川河川整備計画関係県会議（案）につきまして、御異議はありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、異議なしということで、規約につきましては、原案のとおり（案）を取ることとさせていただきます。

それでは、御了解いただきました規約に沿って運営することといたします。

では、報道関係の皆様にご入室をいただきますので、このまましばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○河川調査官

それでは、改めまして、皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

先ほど、構成員の皆様と規約について決めました。引き続き、那珂川河川整備計画関係県会議の議事を進行したいと思います。

私は、本日の司会を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室への会議の様子を配信いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

では、お願いします。

記者発表の際に、会議の公開をお知らせいたしましたけれども、カメラ撮りは、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本日の御出席者の御紹介をいたします。

茨城県土木部長の代理で、技監兼河川課長、大江幹夫様。

○茨城県技監兼河川課長（土木部長代理）

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

栃木県県土整備部長、印南洋之様。

○栃木県県土整備部長

印南です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局であります、河川部長の泊。

○河川部長

泊です。よろしくお願いします。

○河川調査官

河川計画課長、出口。

○河川計画課長

出口でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

広域水管理官、加藤。

○広域水管理官

加藤でございます。どうぞよろしくお願いします。

○河川調査官

河川情報管理官、加邊。

○河川情報管理官

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川管理課長、矢作。

○河川管理課長

矢作です。よろしくお願いします。

○河川調査官

水災害予報センター長、津久井です。

○水災害予報センター長

津久井でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

常陸河川国道事務所長、水島。

○常陸河川国道事務所長

水島です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

霞ヶ浦導水工事事務所長、原。

○霞ヶ浦導水工事事務所長

原です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

最後になりますが、私、河川調査官の小島でございます。

取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております、「取材または傍聴に当たっての注意事項」に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

3. 挨拶

○河川調査官

それでは、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より御挨拶申し上げます。

○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長の泊でございます。

本日は、ご多忙の中、「第1回那珂川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

この那珂川では、平成18年に、那珂川水系河川整備基本方針が定められ、その後、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

皆様ご存じのように、那珂川は、那須岳に源を発し、栃木県北部、茨城県中央部を流下し、太平洋に注ぐ一級河川です。

流域内には茨城県の県庁所在地である水戸市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしています。また、日光国立公園と8つの県立自然公園に指定される等、豊かな自然環境に恵まれるとともに、那珂川の水は日本三大疎水の一つと言われる那須疎水により、那須野ヶ原を潤している他、様々な水利用が行われており、那珂川水系の治水・利水・環境についての意義はきわめて大きいといえます。

那珂川の流域は栃木県、茨城県にまたがり、河川整備計画の策定にあたっては、広域的な治水バランスなどについて調整が必要となります。

そこで、私ども国土交通省関東地方整備局では、那珂川水系那珂川河川整備計画の策定に向けて本格的に検討を進めることとし、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「那珂川河川整備計画関係県会議」を設置することと致しました。

本日は、「那珂川の現状と課題」と「当面の進め方」についてお示しいたします。皆様には、貴重なお時間を頂戴致しますが、本日はどうぞよろしくお願いを致します。

○河川調査官

まことに申しわけございませんけれども、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

それでは、議事を進めたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

4. 那珂川の現状と課題

○河川調査官

それでは、議事次第の4、5につきまして説明をいたします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。

那珂川の現状と課題について、ご説明をさせていただきます。

右上に資料ー2、とあるA3横の資料をお手元に御用意ください。

1枚めくっていただきまして、1ページは、那珂川の流域の諸元、降雨・地形特性等でございます。

資料中段左の流域諸元・流域図にお示ししておりますが、那珂川は、那須岳に源を發し、栃木県北部、茨城県中央部を流下し、太平洋に注ぐ、幹線流路延長、約150キロ、流域面積、3,270平方キロメートルの一級河川でございます。

資料上段の枠囲みでございますが、上流部では、多くの河川による扇状地が重なり、中流部に狭窄部が形成されていることから、狭窄部上流に洪水が湛水しやすくなっておりま

す。

下流部では河岸段丘が發達し、段丘上に水戸市等の市街地が形成されております。

流域の地質は、那珂川本川の水源である那須岳周辺は第四紀の火山性堆積物が広く分布し、中流部には八溝山地に古生代の堆積岩が分布し、下流部の台地上には関東ローム層が厚く堆積をしております。

那珂川流域における年平均降水量は全国平均に比べてやや少ない状況となっております。

続いて、2ページをごらんください。

2ページは、氾濫特性でございます。

資料中段の左と下段のほうに、那珂川の浸水想定区域図を、また、中段の右に、過去の氾濫の浸水区域図をお示ししております。

資料上段の枠囲みでございますが、中流部は、狭窄部となっており沿川に低地が点在し氾濫域となっております。下流部は、那珂台地と東茨城台地など洪積台地が形成され狭い氾濫域となっております。

続いて、3ページをごらんください。

3ページは自然環境の概要でございます。

資料の左に河川の区分と自然環境を、右に中流部、下流部、支川の自然環境に係る写真をお示ししております。

資料上段の枠囲みでございますが、上流部の那須火山帯は、日光国立公園に指定されており、落葉広葉樹林であるブナ・ミズナラが広がり、溪谷にはイワナ・カジカ等が生息しております。

中流部は、礫河原と崖地の特徴的な風景を形成しており、崖地にはシラカシ・クヌギが分布し、ヤマセミが生息するとともに、礫河原にはカワラニガナ等の植物やカワラバツタ、イカルチドリなどが見られます。また、瀬・淵は、全国でも有数のアユ・サケの産卵・生息場所となっております。

下流部は、高水敷にオギ・ヨシ群落が分布し、水域には、ウグイ・オイカワ等の淡水魚の他、ボラ・スズキ・マハゼ等の汽水性の魚類が多く生息するとともに、冬場は越冬のため飛来するカモ類が見られます。

支川涸沼川は、汽水環境が形成され、水産資源となるヤマトシジミ等が生息するとともに、涸沼周辺のヨシ群落には、ヒヌマイトトンボが生息し、ヒヌマイトトンボの命名の地として知られております。

続いて、4ページをごらんください。

4ページは、河川空間の利用の概要でございます。

資料中段左に、河川利用の状況、また、中段の右と下段のほうに、主な河川利用施設をお示しをしております。

資料上段の枠囲みでございますが、那珂川は首都圏近郊の豊かな自然環境を背景に、中上流部では、カヌー、アユ釣り、キャンプ等が盛んで、伝統的漁法である「やな」が観光用として見られるなど、多くの方が訪れております。

また、下流部では、都市部の憩いの場として、サイクリングや散策、高水敷のグラウンドを利用したスポーツ等をはじめ、多様に利用されております。

続いて、5ページをごらんください。

5 ページは、水環境の水質の概要でございます。

資料の左には、水質の調査地点や環境基準類型を、右には、各地点におけるBOD75%値の推移をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、本川における環境基準の類型指定は、本川では直轄より上流の源流部付近ではAA類型、上中流部から下流部はA類型となっており、概ね環境基準を満足しております。

支川については、藤井川の上合橋がA類型、涸沼川の涸沼橋がB類型となっており、近年は概ね環境基準を満足しております。桜川の駅南小橋がC類型となっており、近年は概ね環境基準を満足しているものの、夏場にはアオコの発生が見られており、経月変化からも環境基準値を達成できていない月が多く見られております。

続いて、6 ページをごらんください。

6 ページは、那珂川流域の史跡・名勝・天然記念物でございます。

資料にお示ししているとおり、那珂川の流域には多くの支川や名勝等が点在をしております。

続いて、7 ページをごらんください。

7 ページは、主な洪水とこれまでの治水対策でございます。

資料の左には、出水・災害と治水計画を、右には、昭和61年8月洪水と平成10年8月洪水の状況をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、那珂川の本格的な治水事業は、昭和13年6月洪水を契機に昭和17年から直轄事業として始まり、昭和28年にカスリーン台風を踏まえた改修計画の改訂がなされております。

昭和41年に一級河川指定され、昭和28年の改修改訂計画を踏襲した形で那珂川水系工事実施基本計画が策定されております。

また、平成9年の河川法改正に伴い、平成18年4月に河川整備基本方針が策定されております。

続いて、8 ページをごらんください。

8 ページは、河川整備基本方針の概要でございます。

資料左上の河川整備基本方針のところにお示しをしておりますが、河川整備基本方針の計画規模は、100分の1でございます。野口地点の基本高水のピーク流量は8,500トンで、このうち流域内の洪水調節施設により1,900トンを調節して、6,600トンを河道で対応する

計画となっております。左下には、河川整備基本方針の計画流量配分図を、右に治水対策をお示しをしております。

上段の枠囲みでございますが、整備にあたっては、下流の安全度に影響を与えることがないように、下流部で河道掘削等により流下能力の向上をはかるとともに、狭窄部の上流及び下流で遊水池の整備を実施することとしております。

また、下流部での整備と並行して、中流部の狭窄部において宅地嵩上げ等による効率的な治水対策を実施するなど、流域における被害最小化の観点から本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行うこととしております。

続いて、9ページをごらんください。

9ページは、治水の現状と課題として、堤防の整備状況でございます。

資料には、堤防の整備状況をお示しをしております。

上段の枠囲みでございますが、平成26年度末現在、堤防の完成延長は46.8kmで約24%、今後整備が必要な堤防延長は79.8kmで約41%となっております。

下流部については、断面不足区間において、無堤部での築堤が必要となっております。

中流部については、断面不足区間が多く、上下流のバランスを踏まえた整備が必要となっております。狭窄部では概ね山付け区間が多いものの、沿川の低地部では家屋が点在しており断面不足となっております。

また、河川整備基本方針では、基準地点野口において1,900トンの洪水調節を行う計画でございますが、完成している洪水調節施設はない状況となっております。

続いて、10ページをごらんください。

10ページは、治水の現状と課題として、近年の主な治水対策でございます。

資料には、近年の主要な治水対策をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、昭和61年8月洪水及び平成10年8月洪水により特に甚大な被害を受けた地区に対し、災害からの復旧や治水対策のため、激甚災害対策特別緊急事業、緊急改修事業・床上浸水対策特別緊急事業及び直轄河川災害復旧等関連緊急事業を集中的に実施してまいりました。

JR水郡線の架け替えが完了し、水府橋は新橋が開通しており、現在旧橋の撤去中でございます。また、JR常磐線下流の無堤地区の堤防整備を進めており、大野地区、勝田地区の築堤を実施中でございます。

続いて、11ページをごらんください。

11ページは、利水の現状と課題でございます。

資料の上段に水利用の現状を、左に既往の渇水被害を、右に渇水被害軽減対策と霞ヶ浦導水事業をお示ししております。

資料上段の枠囲みでございますが、那珂川では、2～3年に1回程度渇水が発生しており、下流部では流量減少時に塩水遡上が河口から十数kmまで及ぶため、取水障害が発生しております。

霞ヶ浦導水事業の整備を前提とした暫定豊水水利権の安定化が必要となっております。

続いて、12ページをごらんください。

12ページは、河川環境の現状と課題として自然環境でございます。

資料上段左に中流部、右に下流部、下段には礫河原の自然環境の状況をお示ししております。

上段の枠囲みでございますが、中流部の連続した瀬と淵は、我国有数のアユ・サケ等の産卵・生息の場、礫河原は、カワラバッタ等の生息・生育の場となっており、これらの保全が必要となっております。

下流部に広がる汽水域のヨシ群落は、絶滅の恐れのあるヒヌマイトトンボの生息の場となっており、これらの生息環境の保全・再生が必要となっております。

続いて、13ページをごらんください。

13ページは、河川環境の現状と課題として、河川利用・地域連携でございます。

資料には、河川利用・地域連携の状況をお示しをしております。

上段の枠囲みでございますが、河川空間の利用は、スポーツや釣り等多種多様となっている一方、不法投棄や不法占用・不法工作物の設置、危険・迷惑行為等が問題となっております。

河川に関して住民に関心を持っていただくため、流域関連市町村や沿川住民、河川利用者等との連携した河川とのふれあいや環境学習、地域交流等の取組みを実施しているところであり、さらなる発展が期待されております。

続いて、14ページをごらんください。

14ページは、今後取り組むべき課題として気候変動でございます。

資料には、気候変動による降雨の増加と治水安全度の低下についてお示しをしております。

上段の枠囲みでございますが、I P C Cの第5次報告書では、年最大日降水量を100年

後と現在で比較すると、関東では1.11倍に増加し、降水量の変化により治水安全度が低下すると予想されております。

気候変動等の影響で日本全国で水災害が激化・頻発化しているとともに、都市における地下空間の拡大等、都市構造の大きな変化や低平地への人口・産業の集積化等が進んでいることから、全国各地で、大規模水害が発生する可能性が高まっております。

以上で、那珂川の現状と課題の説明を終わります。

5. 当面の進め方について

○河川計画課長

続きまして、右上に資料-3とありますA4縦の資料をお手元にご用意ください。

当面の進め方と題している資料でございます。

当面の進め方としては、那珂川河川整備計画有識者会議を設置し、開催することとします。

この会議は、資料にもお示ししておりますが、国土交通省関東地方整備局長が那珂川水系那珂川河川整備計画（案）を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項に基づいて、学識経験を有する者の意見を聴く場として設置するという趣旨でございます。

第1回は6月2日に開催いたします。議題は、本日お示ししました那珂川の現状と課題でございます。

委員につきましては、1枚おめくりいただきまして、2枚目に委員名簿をつけております。

以上で、当面の進め方について説明を終わります。

○河川調査官

私どもが用意した資料は、以上になります。

それでは、ただいまお示した内容につきまして、何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、御所属とお名前の後に御発言をいただければと思います。よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。

では、茨城県さん、お願いします。

○茨城県技監兼河川課長（土木部長代理）

茨城県土木河川課長の大江でございます。

本来は部長が出席するところでございますが、所用により欠席させていただいておりますのでご了承ください。

那珂川の現状と課題につきまして、御説明ありがとうございました。

最初に、那珂川の治水対策につきまして、昭和61年の大水害を契機とした堤防整備などの激甚災害対策特別緊急事業等の河川改修事業を集中的に実施していただいているとともに、流下能力が不足していたJR水郡線並びに県道の水府橋の架け替え事業についても新橋が開通し、間もなく完了する予定であることに對しまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、私のほうからは、4点ほど申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、治水対策でございます。9ページ並びに10ページに、堤防等の整備状況についての御説明がございましたが、那珂川の下流部におきましては、無堤地区がありまして、台風などにより洪水・浸水被害などのほか、去る東日本大震災におきます津波遡上による被害も発生しているところでございます。

那珂川の治水対策につきましては、県民の安全・安心を確保する上で大変重要な課題でございます。現在、事業が進められております水戸市大野地区やひたちなか市勝田地区の堤防整備などにつきましては、引き続き着実に進めていただき、早期完成を図るとともに、現在、事業を実施している大野、勝田地区下流の無堤地区の早期事業化をお願いしているところでございます。

次に、2点目でございます。霞ヶ浦導水事業でございます。

11ページで御説明がございましたが、霞ヶ浦導水事業は、本県の霞ヶ浦や千波湖の水質浄化、濁水対策、新規都市用水の確保の観点から、本県にとっても必要不可欠であるため、県としましては、これまでも事業の推進を要望してきておりましたが、霞ヶ浦導水事業を盛り込んだ河川整備計画の策定をお願いしたいと思っております。

3点目でございます。気象変動への対応でございます。

那珂川は、県都水戸市を流れます河川でございますし、仮に氾濫した場合の影響は極めて甚大でございます。近年、全国的に雨の降り方が変わりをまして、一刻も早い河川整備計画の策定をお願いしたいところでございます。

4点目でございます。

当面の進め方でございますが、整備計画づくりに当たりましては、地元の市町村の意見も大変重要でございますので、本県的那珂川流域の6市町でつくります那珂川改修期成同盟会におきましては、毎年、国に要望を行っているところでございます。今後、地元市町村の意見を聞く機会のあるとき、それらの市町村への十分な説明ができる時間をより一層確保していただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

では、栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部長

栃木県におきましても、直轄区間が那須烏山市などにあるわけでございますが、河川整備の事業や、また、維持修繕関係でもいろいろとお世話になっておりまして、この場をおかりして御礼を申し上げます。

私からは、2点お願いをしたいと思います。まず一つは、治水についてであります。

資料の中にも説明がありまして、大水害が発生するような確率が非常に高まっている状況というお話がございました。本県も、那須水害で沿川の被害があったことは記憶に新しいという状況がございまして、河川部長のお話によりますと、この計画をもって事業を着実に推進していくということでございますので、まずもって、整備計画の早期策定ですね、これについてよろしくをお願いしたいと思います。

その中で、茨城県さんからもございましたが、9ページの断面が足りない部分ですね、狭窄部なり、そういったものが、この中流部にもかなり存在をしております。10ページでは、随分下流のほうの整備が進んできたということでございまして、狭窄部だった水郡線の架け替えなども完了したということでございます。

まだ下流域の整備には相当時間がかかるんだと思いますけれども、河川は下流から整備する、これは当たり前の話であり重々理解しておりますが、ある程度下流の整備効果が上がったならば、中流域についても浸水被害が生じているところもございまして、やはり上下流のバランスをとったうえで、段階的に整備をしていただきますと非常にありがたい

ということで、その点、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、2点目は、私どもの県からいたしますと、この清流那珂川というのは、地域のシンボルということで、実に自然環境に富んだ、日本のふるさとの原風景的な景観を持っている、その中心がこの河川だということでございます。古くから非常に愛されてきた河川でもあります。

また、アユの生息域としても全国有数ということで、たしか漁獲量は、茨城県さんに次いで、日本でかなり上位の漁獲量を誇っていると。そういうこともございまして、自然環境の豊かさと水産資源というものがこの地域の一つの大きな観光資源になっておりまして、これは観光立県都市を、今、強力に進めておりますけれども、それを進めていく上で非常に重要な資源であるということでございます。

今後、整備するに当たっては、こういった自然環境、あるいは水産資源等の将来にわたる維持・確保、そういうものを見据えた上で、その整備計画というものを策定していただいて、事業に当たっても十分念頭に置いて進めていただければありがたいなと思います。

なお、地元の御意見をお聞きする、これは当然のことで、釈迦に説法のお話でございますので、この点については、よく地元の理解を得て合意形成を図った上で、計画や、事業を進めていただきたいと思います。最後は要望でございます。

以上です。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、整備局のほうから、今いただきました御発言に対しまして発言をさせていただきたいと思います。

まず、那珂川の治水対策、治水安全度を向上させる等の取組でございますが、これまでも、築堤、それから橋梁の架け替え等、さまざまな取組を進めてきているところでございます。河川の整備の実施に関する事項など、河川整備計画の内容に関しましては、現在実施中のプロジェクト等の状況を考慮しつつ、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、整備計画の内容に関しまして、気候変動による影響の考慮であるとか、環境の問題、水産資源等々、さまざまな御発言をいただきました。これらの御発言も踏まえつつ検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、霞ヶ浦導水事業につきましてお話がございましたけれども、簡単にこれまでの経緯などを説明させていただきます。

霞ヶ浦導水事業につきましては、平成22年9月28日付で、国土交通大臣から関東地方整備局長に対しまして、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示がございました。同日付で、国土交通省河川局が定めました検証要領細目に基づきまして、検証に係る検討を行いました。

この本事業は、水質浄化、それから新規の利水、そして流水の正常な機能の維持という三つの目的を有しておりますけれども、その検討では、それぞれ三つの目的別に河川整備計画相当の目標の設定を行いまして、複数の対策案の検討、概略評価、コストなど、評価軸ごとの評価、そして目的別の総合評価を行いました。その上で、検証対象ダムの総合的な評価を行いまして、その結果といたしまして、最も優位な案は、現計画案である霞ヶ浦導水事業（案）であるとされまして、平成26年8月25日に、国土交通省の対応方針といたしまして、継続することが妥当であるという判断がなされたところでございます。

検証に係る検討に当たりましては、関係地方公共団体からなる検討の場というのを設置をするとともに、河川法16条の2、これは河川整備計画に関する規定でございますけれども、河川法16条の2などに準じて、学識経験を有する者、それから関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聞いた後、関東地方整備局事業評価監視委員会での審議などを行ったという経緯がございます。

那珂川の河川整備計画の策定に当たりましては、導水事業の検証結果を踏まえつつ、河川法に定められた必要な手続を経て策定することとしております。

それから、進め方の中で幾つか御見解をいただきました。

まず、市町村の皆様とは日ごろよりさまざまな形でコミュニケーションをとらせていただいているというところでございますけれども、正式には、河川法第16条の2の第5項に基づきまして、関係県知事の意見聴取の際に、県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聞くということになっております。市町村への意見の聞き方、それから時期につきましては、また改めて皆様にお示しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、資料-3でお示しをしましたが、今後、学識経験者から意見をいただくこととしていただいております。

さらに、河川法の趣旨に沿いまして、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を

講じてまいるというふうにご考えているところでございます。

今後とも、両県の皆様には、この会議も含めまして、相互の立場を理解しつつ、検討内容について認識を深めていくこととしたいと考えておりますので、引き続いてよろしくお願いをしたいと思います。

整備局のほうからは以上でございますけれども、このほか、追加で県の皆様から何かあればいただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

6. 閉会

○河川調査官

それでは、貴重な御見解をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、那珂川河川整備計画関係県会議を閉会させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —